

第5章 まちづくりの推進方策

1 協働のまちづくり

まちづくりの基本理念やめざすまちのイメージ、基本目標等の実現に向けては、市民、まちづくり活動団体やNPO、事業者、行政が協働で進めていくことが不可欠です。

①市民の役割

愛着と誇りを持てるまちを創り上げていくためには、市民一人ひとりが「自分たちで吉野川市をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識を持ち、主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、自らが居住や就業している身近な生活の場において、地域活動やボランティア活動等への参加を通じて、周囲の自然環境や生活環境に対する関心や愛着を高め、主体的に活動することが期待されます。

また、都市計画マスタープランをはじめとする各種計画への意見やアイデアの提供、都市計画提案制度の積極的な活用等、まちづくりへの積極的な関わりが期待されます。

②まちづくり団体・NPO等の役割

まちづくり団体・NPOは、営利を目的としない自発的・自主的な活動を基本として、事業者や行政では行うことができない分野及び内容の活動を担っています。

まちづくりにおけるこれらの団体の役割は、今後も重要性を増していくことから、それぞれの活動や団体間の連携強化を図ることで、まちづくりに貢献することが期待されます。

③事業者の役割

事業者は、事業活動等を通じて、地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築することが重要です。また、地域の一員として、専門的な知識や技術の活用、所有する土地や施設の活用等を通し、行政や市民が進めるまちづくり活動へ積極的に参加・協力することが期待されます。

④行政(市)の役割

行政(市)は、本計画に基づき、市民をはじめとする関係者との合意形成を図りつつ、国や県等の関係機関との連携のもと、都市計画の決定や変更、道路や公園等の都市施設の整備・維持管理等に取り組めます。

また、市民に最も身近な自治体として、本計画の周知をはじめとした市民への各種の情報提供に取り組むとともに、市民の意向把握や市民主体のまちづくり活動への支援、まちづくりへの市民参画の仕組みづくり等に努めます。

2 国や県等の関係機関との連携強化

社会基盤整備をはじめとしたまちづくりの推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠です。

国や県等の関係機関との連携、協力体制の強化を図るとともに、重要性や緊急性が高い事業等については、国や県に対して積極的な働きかけを行い、国・県・市の適切な役割分担のもとでまちづくりを進めていきます。

3 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用

本市が定める都市計画については、本計画に基づき、都市計画の決定、変更を行います。また、必要に応じて地区計画制度等を活用しながら整備の具体化を図ります。

①地域地区の指定、見直し

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物等について必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図るものです。本市では8つの用途地域と併せて防火地域の指定が行われています。

市域の合理的な土地利用の規制・誘導を図るため、現状や将来動向を踏まえつつ、必要に応じて適切な見直しを図ります。

②都市施設の整備、維持管理

都市施設とは、道路、公園、下水道等、生活者の利便性の向上や快適な生活を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、都市計画法で定められるものです。

本計画に基づき、今後も既決定の都市施設の整備推進に努めるとともに、既存の都市施設の適切な維持管理や有効活用を図っていきます。

また、事業未着手の都市計画道路等の都市施設については、その必要性や実現性を適正に評価し、事業の存続・見直し・廃止等の方針を定めていきます。

③市街化調整区域における地区計画制度、都市計画区域外における開発許可制度等の活用

市街化調整区域や都市計画区域外の計画的な土地利用の誘導を図るための手段として、県が定めた基準に従って審査及び許可を行う開発許可制度や地区計画制度の活用があります。

本市では、吉野川医療センターの整備による新たな拠点の形成が進められるとともに、主要地方道徳島鴨島線沿道での新たな開発需要が生じています。一方で、都市計画区域内外において、企業の撤退や施設の撤去等による未利用地・低利用地が生じる状況も見受けられます。

これらの適切な開発の規制誘導、未利用地・低利用地の有効活用を図り、本市の活性化につなげていくために、開発許可制度や地区計画制度の活用を検討します。

なお、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりに向け、都市計画法の改正に伴い、市街化調整区域における「災害リスクの高いエリア」での開発が厳格化されました。様々な災害リスクに関する情報発信を図るとともに、開発許可制度等の適切な運用に取り組みます。

4 計画の進行管理

本計画は、長期的な計画であるため、適切に進行管理を行い、社会経済情勢の変化や法制度の改正、上位関連計画の変更、市民ニーズの変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行います。

そのため、計画(Plan)を、実行(Do)し、その結果や成果を点検(Check)し、改善(Action)することにより、次の計画(Plan)につなげていく「PDCA サイクル」により進行管理を行います。



図 PDCA サイクル

参考資料

計画策定に関する資料

■策定の経緯

実施時期	手続き	備考
令和 4 年 12 月 19 日	第 1 回 策定委員会	
令和 5 年 2 月 10 日	第 1 回 庁内委員会	
令和 5 年 2 月 22 日	第 2 回 策定委員会	
令和 5 年 2 月 27 日	第 2 回 庁内委員会	
令和 5 年 3 月 6 日 ～ 4 月 10 日	パブリックコメント	
令和 5 年 4 月 14 日	第 3 回 庁内委員会	
令和 5 年 4 月 25 日	第 3 回 策定委員会	
令和 5 年 5 月 23 日	都市計画審議会への報告	
令和 5 年 6 月 19 日	市議会へ報告	

■委員会の様子



第 1 回策定委員会



第 1 回庁内委員会

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定に係る調査等を行うため、吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に係る調査及び検討
- (2) 策定した都市計画マスタープランの内容の見直し

(組織)

第3条 策定委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の代表者又は関係団体から推薦を受けた者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会において検討した結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、都市計画住宅課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

■吉野川市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

設置要綱第3条第2項の区分		所 属 等	職 名	氏 名	備 考
1	1号委員 学識経験を有する者	徳島大学	教授	奥嶋 政嗣	委員長
2	2号委員 市議会議員	吉野川市議会 産業建設常任委員会	委員長	栞原 五男	
3	3号委員 関係行政機関の職員	徳島県都市計画課 まちづくり・事前復興担当室	室長	手塚 暁仁	
4	4号委員 関係団体の代表者 又は 関係団体から 推薦を受けた者	吉野川市都市計画審議会	会長	木村 秀樹	副委員長
5		吉野川市社会福祉協議会	事務局長	宮本 陽一	
6		吉野川市婦人団体連合会	会長	喜島 寧子	
7		吉野川市自治会連合会	会長	住友 敬央	
8		吉野川商工会議所女性会	会長	木村 友美	
9		吉野川青年会議所	理事長	三倉 隆道 松島 光作	(令和4年度) (令和5年度)
10		吉野川市PTA連合会	会長	的場 猛	
11		麻植郡農業協同組合 鴨島女性部	代表	庄野 純子	

用語解説

【あ行】

NPO	「Non Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体。
延焼遮断帯	火事が火元から他へ燃え広がることを防ぐための広幅員の道路、緑地など。市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のこと。
オープンスペース	公園・広場等、建物が建っていない土地や敷地内の空地。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板、立看板、広告塔、広告板又は建物等に掲出、表示されたもの。

【か行】

街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。敷地面積は0.25haを標準としている(都市公園法施行令第2条)。
開発許可制度	都市計画で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水をまとめて処理する浄化槽であり、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
行政区域	行政区域とは市町村等の土地として管轄する地域を指す。本市の行政区域は吉野川市域の144.14km ² である。
協働	市民、企業、行政等の複数の主体が目標を共有し、共に力を合わせて活動すること。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域とに区分すること(都市計画法第7条)。いわゆる「線引き」のことを示す。
景観作物	農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
公共公益施設	公共の用に供される、道路、広場、公園、緑地、水路等の「公共施設」、小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等の「公益施設」(または公共的施設)のことを示す。
交通結節点	様々な異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)が交わる地点。

交流人口	通勤や通学、観光、レジャー等を目的に、その地域に訪れる人口のことを示す。また、その地域に住む人口を定住人口と言い、まちづくりには、これら定住人口と交流人口の両方に着目することが重要である。
国勢調査	人口・世帯等の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査。日本国内に住んでいる全ての人・世帯を対象として5年ごとに実施。
コミュニティバス	住民の交通の利便性を増進するために、主に自治体が運行する地域内のバス。
コワーキングシェア・オフィス	充実した作業環境にギャラリーとカフェスペースを併用した、ゆっくりとくつろげる雰囲気空間のこと。
コンパクトシティ	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

【さ行】

細街路	日常生活や緊急車両の通行に支障をきたすおそれのある道幅が4m未満の狭い道路(狭あい道路)。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(都市計画法第7条)。
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域(都市計画法第7条)。
市街地再開発事業	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市計画法、都市再開発法に基づく建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業(都市再開発法第2条)。
事業継続計画(BCP)	自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
自主防災組織	自らが生活している地域の防災のため、火災時の初期消火や住民の避難誘導等を行う地域住民による任意の防災組織。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡大を防止し、商業、業務施設等の都市機能の集積や公共交通等を活かした集約拠点の形成等により、コンパクトな市街地を形成した都市構造。
循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源を可能な限り抑制し、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。

水源かん養	雨水等を吸収し、水源の枯渇を防ぐことをいう。森林は、雨水等の地下浸透を促進し地下滞留水の増加を図る効果があり、森林の利水機能の発揮によって洪水調節効果、渇水緩和効果が図られる。
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう(生物多様性基本法第2条)。
ゾーン	まちづくりなどにおいて、空間を用途や機能に応じて区分した範囲のこと。

【た行】

耐震化	建築物や道路、水道管等のライフラインに対して、地震時に大きな被害を受けないように補強を行うこと。
脱炭素社会	自然エネルギー発電や次世代モビリティの普及、港湾・空港等の脱炭素化、環境負荷の低い住宅・建築物の普及、CO ₂ 排出の少ない輸送システムの導入等による公共交通機関等の利用促進、物流のグリーン化などにより、2050 年までにカーボンニュートラルが実現し、その後も地球温暖化対策を継続するだけでなく、さらに強化している社会のこと。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、地方自治体が、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設の配置等から、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画で、建物用途、建ぺい率、容積率、高さ等を定めることができる。都市計画区域において定めることができ、用途地域が定められていない区域も含まれる。
低利用地	周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い土地。
デマンドバス	利用者の求めに応じて一定の範囲で経路を変更できる乗合バス。
都市機能	都市のもつさまざまな働きやサービスのことで、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育等の諸活動によって担われるもの。
都市計画区域	機能的な都市活動を確保するため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるとして都道府県が定める区域(都市計画法第5条)。
都市計画公園	良好な都市環境の形成や市民の憩いの場として都市計画で定めた公園。
都市計画提案制度	土地所有者等が都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度(都市計画法第 21 条の2)。

都市計画道路	快適な都市活動や良好な市街地環境を形成するため配置される都市の骨格となる都市計画決定した道路。
都市計画法	都市の無秩序な開発を防止し、計画的な都市づくりを推進するため、都市計画の内容や手続、土地利用等の制限、都市計画事業等を定めた法律。
都市構造	都市の骨格的な自然要素や土地利用をもとに、都市機能の配置の概念を表したものの。
都市的土地利用	住宅地、商業、工業地等、市街地として利用されている土地の利用形態。
土地区画整理事業	一定の範囲で道路や公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図るために行われるものであり、宅地の区画形状を整えることにより、土地の利用価値を高め、安全で快適な市街地の形成を図る事業。

【な行】

内水被害	川が増水して水位が上昇するため堤内地(堤防により洪水から守られている土地)に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする内水氾濫による被害。
南海トラフ巨大地震	静岡県駿河湾から九州沖に延びる海底のくぼみ「南海トラフ」の一角を震源域とする地震。
農業用ため池	降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のこと。

【は行】

パブリックコメント	行政が基本的な方針に係る計画等を策定するにあたり、案を提示して広く市民に意見を求める手続き。
バリアフリー	高齢者や障害者等が社会生活をする上で障害となる段差等の物理的障害及び心理的障害を取り除いた環境。
PDCAサイクル	Plan(計画)-Do(実施)-Check(評価・検証)-Action(見直し・改善)というサイクルにより進行を管理するシステム。
防火地域	市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、建築物の構造等を規制するもの。
ボランティア	自発的に社会奉仕活動などに無報酬で参加する人を示す言葉。活動することを含め全般を示す場合もある。

【ま行】

未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない土地。
------	--

【や行】

用途地域	市街地における建築物の用途等を規制することで、住居、商業、工業等の良好な市街地環境の形成を目指すため指定する地域。
------	---

【ら行】

ライフライン	電力・ガス・上下水等の供給・処理施設、電話等の通信施設、道路・鉄道等の交通施設等。現代の都市的な生活を送るうえで、地域の「生命線」としてなくてはならないもの。
--------	---

